

報道関係者 各位

令和元年6月28日

【照会先】

年金局 事業企画課調査室
室長補佐 武井 亜起夫(内線 3582)
(直通電話) 03(3595)2794
(代表電話) 03(5253)1111
年金局 事業管理課
課長補佐 内海 淳二 (内線 3661)
(直通電話) 03(3595)2730

日本年金機構 国民年金部
部長 小崎 正二
(直通電話) 03(6892)0762

平成31年4月末現在 国民年金保険料の月次納付率

厚生労働省では、このほど、平成31年4月末現在の国民年金保険料の納付率を取りまとめましたので公表します。

本資料には、各月の保険料が3年経過後、2年経過後、1年経過後にどれだけ納められているかを示す「3年経過納付率」、「2年経過納付率」、「1年経過納付率」をまとめています。

保険料を納めるべき納付対象者の状況

- 平成28年4月分保険料の納付率（3年経過納付率）は、73.5%
（対前年同期増減幅+0.7%）
- 平成29年4月分保険料の納付率（2年経過納付率）は、75.0%
（対前年同期増減幅+4.5%）
- 平成30年4月分保険料の納付率（1年経過納付率）は、72.1%

（注）数値は、それぞれ四捨五入しているため、下一桁の計算が合わない場合がある。

国民年金保険料の月次納付率について

(平成31年4月末現在)

《保険料を納めるべき納付対象者の状況》

- 平成28年4月分保険料の納付率（3年経過納付率）は、73.5%
(対前年同期増減幅+0.7%)

	納付月数	納付対象月数	納付率
31年4月末現在	751万月	1,021万月	73.5%
30年4月末現在	739万月	1,015万月	72.8%
29年4月末現在	705万月	1,029万月	68.6%

※3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。

- 平成29年4月分保険料の納付率（2年経過納付率）は、75.0%
(対前年同期増減幅+4.5%)

	納付月数	納付対象月数	納付率
31年4月末現在	689万月	918万月	75.0%
30年4月末現在	657万月	932万月	70.5%

- 平成30年4月分保険料の納付率（1年経過納付率）は、72.1%

	納付月数	納付対象月数	納付率
31年4月末現在	641万月	889万月	72.1%

都道府県別納付状況

平成31年4月末現在

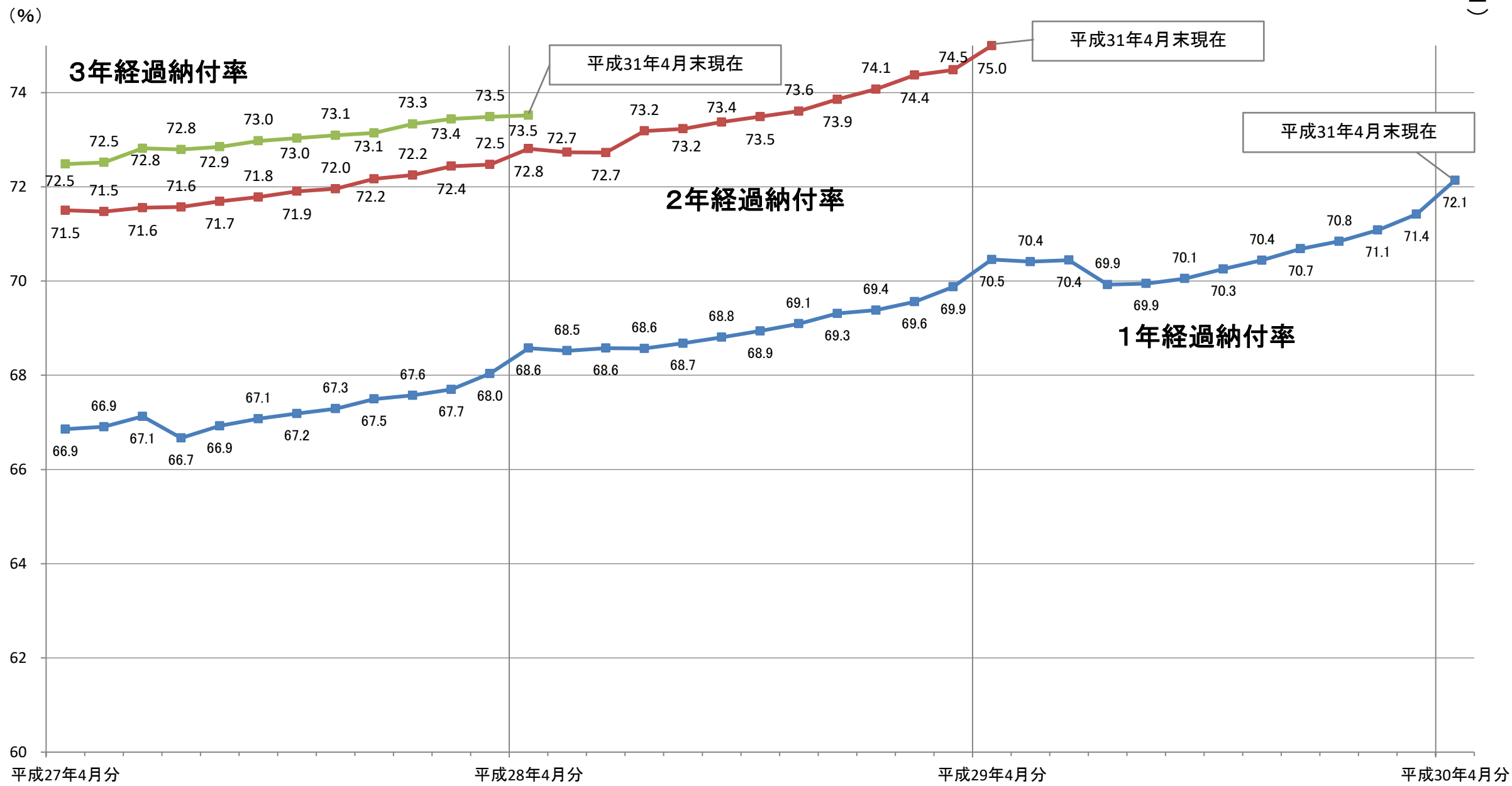
(単位:%)

都道府県	平成30年4月分保険料 (1年経過納付率)	平成29年4月分保険料 (2年経過納付率)		平成28年4月分保険料 (3年経過納付率)	
	納付率	納付率	納付率伸び (対前年同期)	納付率	納付率伸び (対前年同期)
全 国	72.1	75.0	+4.5	73.5	+0.7
北海道	72.6	75.3	+4.6	73.6	+0.8
青森	75.7	78.0	+4.6	75.7	+1.2
岩手	80.8	83.7	+4.4	82.4	+1.1
宮城	73.5	76.4	+4.8	75.1	+1.1
秋田	80.7	83.1	+3.7	81.9	+0.9
山形	81.6	83.8	+3.5	82.8	+0.9
福島	74.5	77.1	+4.5	75.1	+0.9
茨城	70.2	72.6	+4.3	70.8	+0.8
栃木	69.7	72.1	+4.1	70.9	+0.6
群馬	73.6	75.9	+3.2	75.3	△0.0
埼玉	69.7	72.4	+4.9	70.7	+0.9
千葉	70.2	73.1	+4.7	71.3	+0.6
東京都	68.3	71.5	+5.1	69.5	+0.4
神奈川県	71.1	73.9	+4.5	72.4	+0.6
新潟	83.3	85.6	+3.7	84.5	+0.8
富山	82.7	84.9	+3.3	83.7	+0.5
石川	81.2	83.1	+3.6	81.7	+0.6
福井	80.3	82.9	+3.4	81.6	+0.9
山梨	77.0	78.6	+4.4	77.2	+0.8
長野	79.6	81.7	+3.6	80.9	+0.8
岐阜	78.8	81.3	+3.6	80.0	+0.5
静岡県	76.5	78.5	+3.5	76.9	+0.6
愛知県	74.8	77.3	+4.1	75.9	+0.5
三重	76.4	79.0	+3.4	78.4	+0.6
滋賀	77.3	80.1	+3.8	79.6	+0.9
京都	74.2	77.4	+4.4	76.1	+0.4
大阪	63.8	67.4	+5.7	66.0	+1.0
兵庫県	72.0	74.8	+4.9	73.6	+0.9
奈良	76.6	79.5	+4.3	78.7	+0.8
和歌山	78.8	81.7	+4.0	80.1	+0.7
鳥取	79.4	82.3	+4.0	80.9	+0.9
島根	84.4	87.2	+2.9	86.4	+0.7
岡山	75.4	78.8	+4.6	77.8	+0.9
広島	76.1	79.2	+3.9	78.2	+0.9
山口	77.9	80.2	+3.8	79.2	+1.0
徳島	75.0	77.8	+4.1	76.6	+0.8
香川	78.0	80.5	+4.0	79.5	+0.8
愛媛	77.1	79.8	+4.1	78.7	+0.9
高知	76.9	79.6	+4.1	78.8	+0.9
福岡	70.5	73.3	+4.6	71.5	+0.6
佐賀	76.0	78.8	+4.4	77.6	+1.0
長崎	68.7	71.8	+4.5	71.2	+1.2
熊本	72.8	76.0	+4.7	74.5	+1.1
大分	71.9	74.3	+4.6	73.1	+0.6
宮崎	71.8	75.0	+3.9	74.5	+0.9
鹿児島	72.3	75.5	+4.7	74.4	+0.8
沖縄	58.2	62.8	+5.8	60.5	+1.3

国民年金保険料の月次納付率の推移

(保険料対象月:平成27年4月分～平成30年4月分)

(参考資料1)



※横軸は保険料対象月

(参考資料 2)

月次納付率の定義

平成 28 年 4 月分保険料の納付率 (3 年経過納付率)

$$\begin{aligned} \text{平成 28 年 4 月分保険料の納付率 (\%)} &= \frac{\left(\begin{array}{l} \text{平成 31 年 4 月末現在の} \\ \text{平成 28 年 4 月分保険料の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{平成 31 年 4 月末現在の} \\ \text{平成 28 年 4 月分保険料の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100 \\ &\quad (\text{3 年経過納付率}) \end{aligned}$$

※ 保険料を徴収する権利は、納付期限（保険料対象月の翌月末）から 2 年を経過したときは時効によって消滅する。
なお、納付期限から 2 年経過後も、時効の中断等により保険料が納付される場合がある。

平成 29 年 4 月分保険料の納付率 (2 年経過納付率)

$$\begin{aligned} \text{平成 29 年 4 月分保険料の納付率 (\%)} &= \frac{\left(\begin{array}{l} \text{平成 31 年 4 月末現在の} \\ \text{平成 29 年 4 月分保険料の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{平成 31 年 4 月末現在の} \\ \text{平成 29 年 4 月分保険料の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100 \\ &\quad (\text{2 年経過納付率}) \end{aligned}$$

平成 30 年 4 月分保険料の納付率 (1 年経過納付率)

$$\begin{aligned} \text{平成 30 年 4 月分保険料の納付率 (\%)} &= \frac{\left(\begin{array}{l} \text{平成 31 年 4 月末現在の} \\ \text{平成 30 年 4 月分保険料の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{平成 31 年 4 月末現在の} \\ \text{平成 30 年 4 月分保険料の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100 \\ &\quad (\text{1 年経過納付率}) \end{aligned}$$